

**(1) 福祉講座**

- 福祉的要素のある講座とすること。例えば、病気の予防、ねたきり高齢者の介護、障害児等への理解、在宅福祉サービス等
- 地区単位開催は年1回まで。同一町内での開催は年1回まで。
- 助成額 地区単位で開催の場合 20,000円  
町単位（複数回）開催の場合は10,000円/回

**(2) さわふれ会食会（ひとりぐらし老人等会食会）**

- 概ね前年実績での人数での申請（新規の場合は事前協議）とします。
- 同一町内での開催は年1回までとします。
- 敬老会やイベント等での弁当配布等は助成の対象といたしません。
- 関係者（調理協力者などお世話役）は、5名若しくは対象者の1割のいずれか多い人数まで助成の対象とすることができます。
- 助成額 600円/人

**(3) 広報紙の発行**

- 名称については問わないが、「〇〇地区社会福祉協議会」の発行が住民にわかるよう配慮し、全戸配布を原則とします。
- 1地区、年2回までとします。
- 印刷単価等、経費の内訳については事前協議をお願いします。
- 公民館報等に地区社会福祉協議会の欄を設ける場合は、助成の対象となりません。
- 助成額 印刷経費の8割+事務経費20,000円

**(4) お弁当訪問活動（要介護者等への配食と見守り活動）**

- 要介護者等の住み慣れた地域での生活を支えるための一助として、配食による見守り活動を実施します。
- 概ね前年実績での人数での申請とし、新規の場合は事前協議をお願いします。
- 地区全体での実施が望ましいですが、やむを得ず町内単位での実施となった場合も地区内の複数町で実施できるようにしてください。
- 同一町内での活動は年1回までとします。
- 単なる食材等の提供は助成の対象となりません。
- 助成額 700円/人
- 関係者（配食委員などお世話役）は、5名若しくは訪問人数/食の1割のいずれか多い人数まで助成の対象とすることができます。

**◎ 助成額支払いについて（全事業共通）**

- 同日で別の事業を行うことはできません。
- 提出された年間計画予定表兼申請書に基づき、助成額概算を算出。各地区社協との協議の後、全助成額の8割を6月に概算払いし、全ての事業実施後に精算払いとします。
- 事業実施後、地区社協は速やかに報告書の提出をお願いします。
- 年間計画予定表兼申請書の提出締切：4月1日（金）
- 助成金振込予定 6月【概算】、1月～3月頃【全事業実施後、随時精算払い】